

被災者生活再建支援金 受付開始

今回の対象は

「全壊」「大規模半壊」

平成28年熊本地震での住宅の被害が、り災証明で「全壊」または「大規模半壊」の判定を受けられた世帯のみを対象に、支援金の支給申請を受け付けます。

被災者生活再建

支援制度とは…

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。

■受付時間

午前9時～正午
午後1時～午後4時

■受付場所

益城町(中央)公民館講堂

※駐車場が非常に限られていますので、シャトルバスなどの公共交通機関を利用するか、乗り合わせなどにご協力をお願いします。

6月1日(水)から

地区ごとに順次受付

■受付期日および対象地区

※り災証明の交付対象地区と同様の地区割りとなっています。

【6月1日(水)、2日(木)】

県道熊本高森線より南の大字寺迫、木山、宮園、安永地区

【6月3日(金)、4日(土)】

県道熊本高森線より南の大字馬水、惣領、福富地区および大字島田地区

【6月5日(日)以降】

順次、ホームページ、災害FM(周波数89.0MHz)などでお知らせします。

※6月中は混雑が予想され、申請受付時に長時間お待ちいただくことが予想されます。

なお、申請は平成29年5月13日まで行うことができます。

■支給内容

支給金の支給額は、次の2つの支給金の合計額となります。なお、世帯構成により異なります(下表参照)

①住宅の被害程度に応じて支

給する支給金(基礎支援金)

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

※加算支援金(賃貸)には、家賃負担が伴わない「公営住宅の無償提供」、「民間賃貸住宅借り上げ事業」、「仮設住宅」による入居は対象となりません。

■申請期限

①基礎支援金…災害のあった日から、13か月の間
②加算支援金…災害のあった日から、37か月の間

■必要なもの

①被災者生活再建支援金支給申請書
②り災証明書(「全壊」、「大規模半壊」判定のもの)
③世帯主本人名義の預金通帳の写し

※世帯主が亡くなられている場合は、住民票除票が必要ですが。

■問い合わせ先

役場福祉課
☎286・3111
内線185・186

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計①+②
複数員 世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊 世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円